

## ○看護学生修学資金貸与規則

昭和37年12月 7 日

島根県規則第70号

改正 昭和46年 4月 1日 規則第21号

昭和47年 7月 25日 規則第51号

昭和48年 9月 28日 規則第83号

昭和49年 7月 19日 規則第67号

昭和50年 7月 4日 規則第32号

昭和51年 3月 16日 規則第 9号

昭和51年 7月 20日 規則第47号

昭和52年 7月 5日 規則第56号

昭和53年 7月 7日 規則第38号

昭和54年 7月 24日 規則第55号

昭和55年 6月 27日 規則第73号

昭和56年 6月 16日 規則第56号

昭和57年 6月 25日 規則第54号

平成 4年 3月 31日 規則第39号

平成 4年 6月 16日 規則第57号

平成 5年 4月 9日 規則第46号

平成 5年 7月 13日 規則第65号

平成 5年 12月 24日 規則第92号

平成10年 3月 20日 規則第11号

平成10年 6月 30日 規則第65号

平成12年 7月 28日 規則第124号

平成12年 12月 26日 規則第150号

平成14年 3月 1日 規則第 2号

平成14年 3月 29日 規則第39号

平成14年 10月 25日 規則第97号

平成15年 9月 30日 規則第94号

平成16年 10月 29日 規則第89号

平成16年 12月 28日 規則第109号

平成18年3月31日規則第46号  
平成19年10月19日規則第88号  
平成22年4月1日規則第48号  
平成23年3月11日規則第7号  
平成24年3月30日規則第33号  
平成25年3月29日規則第35号  
平成26年7月11日規則第63号  
平成27年3月31日規則第42号  
平成28年3月25日規則第9号  
平成30年3月30日規則第54号  
平成31年3月29日規則第40号  
令和2年3月13日規則第17号  
令和3年3月31日規則第60号  
令和3年6月29日規則第88号  
令和5年3月28日規則第15号

看護学生修学資金貸与規則をここに公布する。

## 看護学生修学資金貸与規則

### (目的)

第1条 この規則は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者に修学資金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、島根県の区域内（以下「県内」という。）等における看護職員の確保及び質の向上を図ることを目的とする。

（昭48規則83・平5規則92・平10規則65・平14規則2・一部改正）

### (定義)

第2条 この規則において、「看護学生」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した保健師養成所（以下「保健師養成施設」という。）に在学している者
- (2) 法第20条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した助産師養成所（以下「助産師養成施設」という。）に

在学している者

- (3) 法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定した看護師養成所（以下「看護師養成施設」という。）に在学している者
- (4) 法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成施設」という。）に在学している者
- (5) 看護師の免許を取得し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の規定による大学院の修士課程又はこれと同等以上と認められる外国の大学院の修士課程（以下「修士課程」という。）において看護に関する専門知識を修得しようとする者

（平10規則65・平12規則150・平14規則2・平19規則88・平22規則48・平27規則42・一部改正）

（修学資金）

第3条 県は、次の各号に掲げる者で将来当該各号に掲げる施設又は団体において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、無利息で修学資金を貸与するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる者
  - ア 次に掲げる施設で県内に所在するもの
    - (ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院（以下「病院」という。）（（ウ）及び（エ）に該当するものを除く。）
    - (イ) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（次号において「診療所」という。）
    - (ウ) 65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院
    - (エ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設（同条第2項に規定する重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限る。次号において「障害児入所施設」という。）
    - (オ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所（次号において「訪問看護事業所」という。）
    - (カ) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（次号において「介護老人福祉施設」という。）
    - (キ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（次号において「介護老

人保健施設」という。)

(ク) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（次号において「介護医療院」という。）

イ 地域保健法（昭和22年法律第101号）**第24条第2項第1号**に定める特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。次号において「特定町村」という。）

（2）前条第1号から第4号までに掲げる者

ア 次に掲げる施設で県内の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項から第3項まで、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域並びに同法第43条各項及び第44条第1項から第3項までの規定により同法の規定が適用される区域を含む。）に所在するもの

（ア）病院（（ウ）及び（エ）に該当するものを除く。）

（イ）診療所

（ウ）65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する病院

（エ）障害児入所施設

（オ）訪問看護事業所

（カ）介護老人福祉施設

（キ）介護老人保健施設

（ク）介護医療院

イ 特定町村

（平4規則39・全改、平4規則57・平5規則46・平5規則65・平5規則92・平10規則65・平12規則124・平14規則2・平14規則39・平14規則97・平15規則94・平16規則89・平18規則46・平22規則48・平24規則33・平27規則42・平28規則9・平30規則54・令3規則60・一部改正）

（修学資金の額）

第4条 修学資金の額は、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分	修学資金の額
1 保健師養成施設、助産師養成施設又は看護師養成施設に在学する者	月額 32,000円 るものに在学する者
	月額 36,000円 国及び地方公共団体以外の者

	が設置するものに在学する者	
2 準看護師養成施設に在学する者	国又は地方公共団体が設置するものに在学する者	月額 15,000円
	国及び地方公共団体以外の者が設置するものに在学する者	月額 21,000円
3 看護師の免許を取得し、修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者	学校教育法第97条の規定による大学院に在学する者	月額 83,000円
	外国の大学院に在学する者	月額 200,000円

(平4規則39・全改、平10規則65・平14規則2・平19規則88・一部改正)

#### (貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、第8条の規定により知事が貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要があると認めた場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から当該貸与の決定を受けた看護学生が保健師養成施設、助産師養成施設、看護師養成施設若しくは准看護師養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業する日又は修士課程を修了する日の属する月までとする。

(平4規則39・全改、平10規則65・平14規則2・一部改正)

#### (保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする看護学生は、保証人1人を立てなければならない。

2 保証人は、修学資金の貸与を受けた看護学生と連帶して債務を負担する。

(平10規則11・一部改正)

#### (貸与の申請)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする看護学生は、貸与申請書（様式第1号）をその在学する養成施設又は大学院の長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の貸与申請書には、修学資金の貸与を受けようとする看護学生と生計を一にする家族全員についての市町村長の発行する所得証明書、在学する学年を記載した在学証明書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えなければならない。

(昭48規則83・平10規則11・平10規則65・平22規則48・平30規則54・一部改正)

#### (貸与の決定)

第8条 知事は、前条の申請に基づき、修学資金を貸与する看護学生を決定し、その旨を当該看護学生に通知する。

#### (貸与の方法)

第9条 前条の規定により修学資金の貸与の決定の通知を受けた看護学生は、貸与期間中は、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に提出するものとする。

- 2 修学資金は、毎月交付する。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、あらかじめ数月分を併せて交付することができる。
- 3 前項ただし書の規定による修学資金の交付を受けようとする看護学生は、一括交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（平22規則48・平25規則35・平30規則54・一部改正）

#### 第10条及び第11条 削除

（平30規則54）

（貸与の決定の取消し、休止及び停止）

第12条 知事は、第8条に規定する修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
  - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
  - (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
  - (4) 死亡したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。
- 2 知事は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分まで、修学資金の交付を休止する。この場合において、休止された月分の修学資金が既に交付されているときは、その修学資金は、当該被貸与者が復学した日の属する月の翌月以降の分として交付されたものとみなす。
  - 3 知事は、被貸与者が正当の理由がなくて第9条第1項に規定する在学証明書を提出しないときは、修学資金の交付を一時停止することができる。

（平10規則11・平22規則48・平30規則54・一部改正）

（借用証書の提出）

第13条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付を受けた修学資金の全額について、借用証書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 養成施設を卒業したとき。
- (2) 修士課程を修了したとき。

(3) 前条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(平10規則65・平22規則48・一部改正)

(返還)

第14条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、修士課程に係る修学資金以外の修学資金にあっては貸与期間（第12条第1項の規定により修学資金の貸与の決定の取り消しを受けたときは、その日の属する月までの期間とし、同条第2項の規定により修学資金の交付が休止された期間があるときは、その期間を除く。第17条第1項第5号において同じ。）に相当する期間（第19条の規定により返還を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算した期間）内に、修士課程に係る修学資金にあっては10年以内（第19条の規定により返還を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算した期間以内）に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 第12条第1項の規定により修学資金の貸与の決定が取り消されたとき。

(2) 修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあっては、養成施設を卒業した日から1年以内（1の養成施設を卒業した後当該養成施設と種類を異にする養成施設（以下「他種の養成施設」という。）へ進学するため又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため当該養成施設の卒業を資格要件とする看護職員の免許（以下「免許」という。）を取得できない場合には、当該他種の養成施設を卒業した日又は当該事由がやんだ日から1年以内とする。第17条第1項第1号において同じ。）に免許を取得しなかったとき。

(3) 第3条第1号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあっては、免許を取得した後、他種の養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに同号に定める施設又は団体（同号ア（ア）の病院にあっては、病床数（医療法第7条の許可を受けた病床数をいう。以下同じ。）が200未満のもの又は病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占めるものに限る。第17条第1項第1号及び第6号において同じ。）において看護職員の業務に従事しなかったとき。

(4) 第3条第2号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあっては、免許を取得した後、他種の養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに同号に定める施設又は団体（同号ア（ア）の病院にあっては、病床数が200未満のもの又は病床数のうち精神病床数が80パーセント以上

を占めるものに限る。第17条第1項第2号及び第6号において同じ。)において看護職員の業務に従事しなかったとき。

- (5) 修士課程に係る修学資金の貸与を受けた者にあっては、修士課程を修了した日から1年以内(学校教育法第97条の規定による大学院の博士課程若しくはこれと同等以上と認められる外国の大学院の博士課程(以下「博士課程」という。)へ進学した場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該博士課程を修了した日又は当該やむを得ない事由がやんだ日から1年以内とする。第17条第1項第3号において同じ。)に第3条第1号に定める施設又は団体において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- (6) 第17条第1項の規定による返還の免除を受ける前に業務上の事由によらないで死亡したとき。
- (7) 第17条第1項の規定による返還の免除を受ける前に、第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあっては同号に定める施設又は団体(修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあっては、第3号に規定するものに限る。第19条第2項第1号において同じ。)において、第3条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあっては同号に定める施設又は団体(第3号に規定するものに限る。第19条第2項第1号において同じ。)において看護職員の業務に従事しなくなったとき。

(昭48規則83・平4規則39・平10規則65・平12規則124・平14規則97・平19規則88・平22規則48・平25規則35・平27規則42・平28規則9・一部改正)

(返還の方法)

第15条 修学資金の返還は、月賦による均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

(返還明細書の提出)

第16条 第14条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、同条各号に掲げる事由が生じた日から起算して20日以内に返還明細書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(返還の免除)

第17条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定めるところにより修学資金の返還の債務(以下この条において単に「債務」という。)を免除することができる。

- (1) 第3条第1号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた

者が、養成施設を卒業した日から 1 年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに(他種の養成施設へ進学するため又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため免許を取得できない場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該事由がやんだ後直ちに)同号に定める施設又は団体において引き続き 5 年間(他種の養成施設への進学又は疾病、負傷その他やむを得ない事由により従事できなかった期間を除く。)看護職員の業務に従事したときは、債務の全部

- (2) 第 3 条第 2 号の規定により修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から 1 年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに(他種の養成施設へ進学するため又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため免許を取得できない場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該事由がやんだ後直ちに)同号に定める施設又は団体において引き続き 5 年間(他種の養成施設への進学又は疾病、負傷その他やむを得ない事由により従事できなかった期間を除く。)看護職員の業務に従事したときは、債務の全部
  - (3) 修士課程に係る修学資金の貸与を受けた者が、修士課程を修了した日から 1 年以内に第 3 条第 1 号に定める施設又は団体において看護職員の業務に就き、かつ、引き続き 5 年間(博士課程へ進学するため、又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため従事できなかった期間を除く。)当該業務に従事したときは、債務の全部
  - (4) 前 3 号に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、債務の全部
  - (5) 死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなったことにより、貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき(前号に該当する場合を除く。)は、債務(履行期が到来していない部分に限る。次号において同じ。)の全部又は一部
  - (6) 修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者が、第 3 条第 1 号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあっては同号に定める施設又は団体において、同条第 2 号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあっては同号に定める施設又は団体において貸与期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき(第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。)は、その業務に従事した期間を貸与期間(貸与期間が 2 年に満たないときは、2 年とする。)の 2 分の 5 に相当する期間で除して得た数値(この数値が 1 を超えるときは、1 とする。)を債務の額に乗じて得た額
- 2 前項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に規定する業務従事期間は、第 3 条第 1 号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあってはその者が同号に定める施設又は団体の職員

(看護職員の業務に従事した場合に限る。以下この項において同じ。) となった日の属する月から当該施設又は団体の職員でなくなった日の属する月までの月数により、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあってはその者が同号に定める施設又は団体の職員となった日の属する月から当該施設又は団体の職員でなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

(平4規則39・全改、平4規則57・平5規則65・平10規則65・平12規則124・平14規則97・平25規則35・平27規則42・平28規則9・一部改正)

(返還免除申請書の提出)

第18条 前条第1項の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(平25規則35・一部改正)

(返還の猶予)

第19条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還を猶予するものとする。

- (1) 第12条第1項の規定により修学資金の貸与の決定が取り消された後も引き続き当該養成施設又は修士課程に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した後さらに他種の養成施設において修学しているとき。
- (3) 当該修士課程を修了した後博士課程において修学しているとき。

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 修学資金を受けた者が、第3条第1号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあっては同号に定める施設又は団体において、同条第2号の規定により修学資金の貸与を受けた者にあっては同号に定める施設又は団体において看護職員の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(昭48規則83・平4規則39・平10規則65・平12規則124・平28規則9・一部改正)

(返還猶予申請書の提出)

第20条 前条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第21条 被貸与者は、正当の事由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかつた

ときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、徴収しない。

(昭46規則21・一部改正)

(被貸与者がすべき届出)

第22条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 保証人が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき。
- (7) 保証人が破産手続開始の決定を受けたときその他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (8) 保証人を変更したとき。
- (9) 第3条各号に定める施設又は団体において看護職員の業務に従事したとき。
- (10) 免許を取得したとき。
- (11) 勤務場所を変更したとき。

2 被貸与者は、養成施設を卒業した後修学資金の返還の債務がなくなるまで毎年4月15日までに次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、その年において前項第9号の届出をした者については、この限りでない。

- (1) 住所
- (2) 4月1日における職業並びに勤務先の名称及び所在地

(昭48規則83・平4規則39・平10規則11・平16規則109・一部改正)

(相続人又は保証人がすべき届出)

第23条 被貸与者が死亡したときは、相続人又は保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年7月1日から適用する。

(平22規則48・旧附則・一部改正)

(修学資金に関する特例)

2 知事は、第8条の規定により次の各号に掲げる者に修学資金を貸与することを決定する場合にあっては、第4条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額を修学資金の額とすることができます。

(1) 助産師養成施設の最終学年に在学する者 月額50,000円

(2) 島根県の区域外に所在する看護師養成施設に在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。） 月額50,000円

(3) 第3条第2号に掲げる者（前2号に該当する者を除く。） 月額50,000円

（平22規則48・追加、平23規則7・平26規則63・平28規則9・平31規則40・一部改正）

3 前項の規定は、第8条の規定により現に在学する養成施設へ進学する前に在学した養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者（第14条の規定により当該修学資金を返還しなければならないこととなった者及び第17条第1項の規定により当該修学資金の返還の債務の免除を受けた者を除く。）及び現に在学する養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者には適用しない。

（平22規則48・追加、平25規則35・一部改正）

4 附則第2項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第7条第1項に規定する貸与申請書に、同条第2項に規定するもののほか、在学する学年の記載された在学証明書を添えなければならない。

（平22規則48・追加、平23規則7・平26規則63・一部改正）

5 知事は、附則第2項の規定を適用する場合においては、第9条第2項の規定にかかわらず、貸与期間中の各月分の修学資金を一括して交付する。

（平22規則48・追加）

6 附則第2項第2号又は第3号の規定を適用する場合においては、第5条の規定にかかわらず、第8条の規定により知事が貸与を決定した日の属する月（知事が特に必要と認めた場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から当該貸与を決定した日の属する年度の3月までを貸与期間とする。

（平23規則7・追加、平31規則40・一部改正）

7 附則第2項第2号の規定を平成22年度から平成27年度までの間に適用した場合における第17条第1項の規定の適用については、同項第1号中「5年間」とあるのは「3年間」

と、同項第6号中「2分の5」とあるのは「2分の3」とする。

(平23規則7・追加、平25規則35・平31規則40・一部改正)

附 則（昭和46年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日以降に修学資金の貸与の決定を受ける者について適用する。

附 則（昭和48年規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和49年4月1日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定に基づいて昭和49年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に看護学生に貸し付けられた修学資金は、改正後の規則の規定による修学資金の内払とみなす。

附 則（昭和50年規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の、看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和50年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定に基づいて、昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に看護学生に貸し付けられた修学資金は、改正後の規則の規定による修学資金の内払とみなす。

附 則（昭和51年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日以降に修学資金の貸与の決定を受けた者について適用する。

附 則（昭和51年規則第47号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和51年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定に基づいて、昭和51年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に看護学生に貸し付けられた修学資金は、改正後の規則の規定による修学資金の内払とみなす。

附 則（昭和52年規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和52年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和52年7月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和52年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和53年規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和53年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し、貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和53年7月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和53年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和54年規則第55号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和54年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和54年8月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和54年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和55年規則第73号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和55年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和55年8月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、昭和55年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和56年規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定は、昭和56年4月1日以降に養成施設に入学した者に対し同日以降に貸与の決定があった修学資金について適用し、同日前に貸与の決定があった修学資金又は同日前に養成施設に入学した者に対し貸与の決定をする修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から昭和56年8月31日までの間において新たに貸与の決定を受けた修学資金に係る貸与期間の始期については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、

昭和56年4月1日からとし、その交付の方法については、改正後の規則第9条第2項の規定にかかわらず、数月分の修学資金を併せて交付することができる。

附 則（昭和57年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第39号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る返還の債務の免除については、この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第46号）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則第3条第1号ウの規定は、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平成5年規則第65号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る返還債務の免除については、この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第124号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第150号）抄

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第39号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第97号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成15年規則第94号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第89号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸与の決定があった修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第109号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第46号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第88号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

附 則（平成22年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第42号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第54号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第40号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（附則第7項の改正規定を除く。）による改正後の看護学生修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした修学資金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年規則第60号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第88号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

○利率等の表示の年利建て移行に関する規則（抄）

昭和46年4月1日

島根県規則第21号

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第26条 前各条の規定による改正後の規則その他の規則の規定に定める延滞金、違約金、  
延滞利息等の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、<sup>一か月</sup>年  
日を含む期間について、365日当たりの割合とする。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者氏名(本人)

看護学生修学資金貸与申請書

修学資金の貸与を受けたいので、看護学生修学資金貸与規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、同規則第3条各号に定める施設又は団体において看護職員の業務に所定の期間勤務することを誓います。

貸与申請期間		年 月 日から 年 月 日まで					申請金額		円			
本 人	ふりがな						学校 名 等	学校名				
	氏名							学科	学科			
	生年月日	年 月 日生						学年	学年在学中			
	現住所及び電話番号	〒 ( ) —						修業年限	年			
	帰省先住所及び電話番号	〒 ( ) —						学校の所在地及び電話番号	〒 ( ) —			
	続柄	氏名	年齢	就労の有無	所得の区分			学校			生計主体者	生計主体者と
				有・無	給与所得	給与所得以外		種別	国公立又は私立の別	自宅通学又は自宅外通学の別		住居 生計
家 族 の 状 況			有・無							同・別 同・別		
			有・無							同・別 同・別		
			有・無							同・別 同・別		
			有・無							同・別 同・別		
			有・無							同・別 同・別		
			有・無							同・別 同・別		
			有・無							同・別 同・別		
家族についての特記事項												
連帯保証人の氏名	(実印) 連帯保証人の住所及び電話番号					〒 ( ) —						
貸与申請する貸与枠 ※いずれか1つ記入	島根「ふるさと」看護奨学金〔 ※過疎・離島枠を記入した場合は、右記の欄を記入してください。〕枠					就業予定の過疎地域 城・離島の市町村						

1 関係書類

- (1) 市町村長の発行する所得証明書
- (2) 学校等の在学証明書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書

2 記載上の留意点

- (1) 「所得の区分」は、あてはまる項目に○を記入してください(複数選択可)。
- (2) 「生計主体者」は、生計主体者である場合にのみ○を記入してください。
- (3) 「就業予定の過疎地域・離島の市町村」は、現時点で就業予定の医療施設等(指定機関)が所在する市町村があれば記入してください。

様式第4号(第9条関係)

看護学生修学資金一括交付申請書

月分の交付を受けようとする理由			
交付を受けようとする月	年	月分	
	年	月分	
	年	月分	

看護学生修学資金貸与規則による修学資金の一括交付を申請します。

年　　月　　日

被貸与者 決定番号( )

住 所

氏 名

島根県知事 様

様式第6号(第13条関係)

借　用　証　書

収入印紙  
実印

金　　円

ただし、看護学生修学資金貸与規則により貸与を受けた修学資金(　　年  
月分から　　年　　月分まで)上記金額借用しました。については、看護学生修学  
資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この修学資金の貸与について、被貸与者と連帯して一切の債務を  
保証します。

年　月　日

被貸与者　　住　所

氏　名

実印

決定番号(　　)

連帯保証人　　住　所

氏　名

実印

島根県知事　　様

注　被貸与者及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付する  
こと。また、収入印紙を貼り付け、被貸与者が実印により消印すること。

様式第7号(第16条関係)

返還明細書

貸与を受けた 期 間	年 月から	年 月まで	箇月間
休学又は停学に より貸与が休止 された期間	年 月から	年 月まで	箇月間
返還すべき額	円		
月賦返還額	月 賦 円		
返還期日	毎 月 日		
返還完了 年 月 日	年 月 日		

看護学生修学資金貸与規則により貸与を受けた修学資金を上記により返還します。

年 月 日

被貸与者 決定番号( )

住 所

氏 名

島根県知事 様

## 様式第8号(第18条関係)

## 返還免除申請書

返還未済の修学資金の額	円						
免除を受けようとする額	円						
就職した医療機関(施設)の 名 称 及 び 在 職 期 間	機 関 の 名 称	在 職 期 間					
免 許 を 得 た 年 月 日	年 月 日						
休職又は停職の有無及び期間 (業務に起因する休職を除く。)							
業務による死亡又は業務に起因 する免職についての事実							
業務による死亡又は業務に起因 する 免 職 の 年 月 日	年	月	日	死	免	亡	職

看護学生修学資金貸与規則により貸与を受けた修学資金の返還に係る債務の免除を受  
けたいので申請します。

年 月 日

被貸与者 決定番号( )

住 所

氏 名

島根県知事 様

- 注 1 該当しない事項欄は一印を記入すること。  
 2 次に掲げる事項についてはその事実を証する書面を添付すること。
- (1) 在職した医療機関(施設)の名称及び在職期間
  - (2) 免許取得年月日
  - (3) 休職(業務に起因する休職を除く)又は停職及びその期間
  - (4) 業務による死亡又は業務に起因する免職及びその年月日

様式第9号(第20条関係)

返還猶予申請書

返還未済の修学資金の額	円
在職する医療機関(施設)の名称	
災害、疾病その他の理由	
猶予を受けようとする期間	

看護学生修学資金貸与規則により貸与を受けた修学資金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年　　月　　日

被貸与者　決定番号(　　)

住　所

氏　名

島根県知事　様

注　1　該当しない事項欄には一印を記入すること。

2　次に掲げる事項については、その事実を証する書面を添付すること。

- (1) 在職する医療機関(施設)の名称
- (2) 災害、疾病その他の

様式第1号（第7条関係）

（令2規則17・全改、令3規則88・一部改正）

様式第2号 削除

（昭48規則83）

様式第3号 削除

（平30規則54）

様式第4号（第9条関係）

（平4規則39・平25規則35・令3規則88・一部改正）

様式第5号 削除

（平10規則11）

様式第6号（第13条関係）

（令2規則17・全改）

様式第7号（第16条関係）

（平4規則39・令3規則88・一部改正）

様式第8号（第18条関係）

（平4規則39・平22規則48・令3規則88・一部改正）

様式第9号（第20条関係）

（平4規則39・令3規則88・一部改正）